

# 小瀬川河川整備アドバイザーミーティング 傍聴規定

## (目的)

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザーミーティング（以下「会議」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

## (受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

## (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入退室は認めない。  
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

## (会議の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 傍聴者は所定の用紙により意見等を提出することができる。
- ⑤ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑥ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑦ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑧ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑨ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑩ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

## (退室等の措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

## (その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

## 附則

### (施行期日)

この規定は令和2年2月19日から施行する。